

補足説明資料「地震 00-01 本文、添付書類、補足説明項目への展開（地震）」  
の修正方針について

- 標記補足説明資料の修正にあたっては、各条 00 における作業進捗等を踏まえ、以下の観点により実施した。
- 第 1 回申請範囲と後次回申請範囲の識別については以下の方針とする。
  - ・基本設計方針においては、第 1 回申請では全体の方針として施設に共通する設計方針を記載するものとし、個別具体的な施設に対する内容は添付書類に記載する。
  - ・また、基本設計方針においては、後次回申請範囲である重大事故等対処施設に関する設計方針については、紫字にて識別したうえで記載し、添付書類の基本方針における重大事故等対処施設に関する設計方針は、重大事故等対処設備を申請する後次回にて展開する。
  - ・添付書類の基本方針においては、個別具体的な施設に対する設計方針に係る内容は、当該回次の申請対象設備について記載する。
- 他条文からの展開として、別紙 1 においては発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所におけるハッチングの見直し、見直しに伴う紐づけ番号の付番を行い、発電炉設工認の該当箇所を明確化する。また、事業変更許可申請書との紐づけ番号の詳細化、「等」の内容について吹き出しによる説明を追加する。
- また、設計のありかたを示す記載として、許可で用いた語尾については「～設計とする」に修正する。
- なお、別紙 2～5（後日提出）にて整理する補足説明資料との紐づけについては、既提出済又は提出予定の補足説明資料番号との整合を図り修正する。ここで、添付書類の基本方針の発電炉との比較である別紙 4 は、物量が多いため分割して提出する。この際、別紙 4 の修正に応じて適宜別紙 2，3，5 にフィードバックを図る。